

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂について

1 鳥取県人権施策基本方針

鳥取県社会づくり条例に基づいて、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき「鳥取県人権施策基本方針」を平成9年4月に策定し、平成16年3月に第1次改訂、平成22年11月に第2次改訂を行った。

人権問題は、日々新たな展開があるため、鳥取県人権施策基本方針を社会情勢に即したものとするためのさらなる検討を行う。

《経過》

平成 8年 7月	鳥取県人権尊重の社会づくり条例	制定 (全国の都道府県で初)
平成 9年 4月	鳥取県人権施策基本方針	策定
平成16年 3月	鳥取県人権施策基本方針	第1次改訂
平成22年11月	鳥取県人権施策基本方針	第2次改訂 (平成20年度 見直し作業着手)
平成28年	鳥取県人権施策基本方針	第3次改訂 (完了の予定)

2 検討体制

「人権尊重の社会づくり協議会」(附属機関)

委員全員で構成する「協議会」

専門事項ごとに審議するために数名の委員で構成する「小委員会」

「社会づくり委員会」(庁内の関係部局長で構成)

「幹事会」(庁内関係課で構成)

※根拠法令 (抜粋)

【基本方針】鳥取県人権尊重の社会づくり条例 第5条

知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

【鳥取県人権尊重の社会づくり協議会】鳥取県人権尊重の社会づくり条例 第7条

- 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

【小委員会】人権尊重の社会づくり協議会規則 第4条

協議会に専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

【社会づくり委員会】人権尊重の社会づくり委員会設置要綱 第2条

委員は次の事項を行う。

- 人権尊重の社会づくりのための基本方針の策定
- 人権尊重の社会づくりのための具体的施策の検討協議

【幹事会】人権尊重の社会づくり委員会設置要綱 第5条

委員会に付議すべき事項の検討及び委員会の円滑な運営のための連絡調整などを行うため、幹事会を開く。

3 検討スケジュール・・・別紙のとおり

鳥取県人権施策基本方針の改訂スケジュール案

年度		改訂作業	全体会	庁内会議	その他
②⑥年度	12月	現状把握 課題の洗い出し (庁内)		幹事会	○各課照会 (現状と課題等)
	1月			委員会	
	2月		協議会 (現状と課題、改訂方針)	幹事会	
	3月	改訂素案 の検討 (庁内)	委員改選		○各課照会 (施策の方向性、事業等)
②⑦年度	4月				
	5月	第1回 小委員会	協議会 (改訂方針、小委員会の設置)	幹事会	
	6月	改訂案作成 庁内部局との 調整			【各課照会】 ・現状と課題 ・施策の方向性 ↓ 各課回答を分野ごとに集約 ↓ (小委員会へ)
	7月				
	8月	第2回 小委員会			
	9月	改訂案修正			【小委員会】各3回程度開催 ①現状把握・課題整理 ↓ ②改訂案の検討 ↓ ③改訂案の決定
	10月				
	11月	第3回 小委員会			
	12月	全体調整			
	1月	知事協議	協議会	幹事会	
	2月	常任委員会			
	3月				
②⑧年度	4月以降	パブコメ 最終案決定	協議会	幹事会	
	鳥取県人権施策基本方針第3次改訂(公表)				

鳥取県人権施策基本方針の第3次改訂方針案

現行の基本方針による取組の課題や成果を踏まえ、人権尊重の社会づくりを一層進めるため取り組むべき事項とその方向性を整理する。

1 現行の方針を継続、発展

現行の基本方針による課題や成果を踏まえ継続・発展した内容にする。

2 社会情勢の変化に伴う基本方針の見直し等

人権をめぐる社会情勢の変化により、より一層の対応が求められている課題、並びに新たに認識されるようになった課題（顕在化していなかった課題）への対応の充実に努める。また、第4回人権意識調査の結果を反映させた今後の取組の方向性を明示する。

(1) 基本理念の点検・語句修正

・基本理念をよりわかりやすくするため、表現の修正等を行う。

(2) より一層の対応が求められている課題(顕在化していなかった課題)への対応を盛り込む

・例) ヘイトスピーチ、いじめ問題、子どもの貧困、ひきこもり、性暴力被害など

(3) 人権意識調査結果の反映

・意識調査の結果を基に今後の取組の方向性を見直す。

例) 相談体制の強化 等

3 構成の見直し

この基本方針の趣旨が明瞭となり、より広く活用されるよう以下のとおり見直す。

(1) 分野の見直し 13分野を15分野とする

ア ユニバーサルデザイン(UD)の推進

・ユニバーサル社会の実現に向けての施策の方向性を示すため、新たにUD分野を立てる。

イ 様々な人権問題

・個別分野の表題として記載のない人権課題を、まとめて表記する。

(北朝鮮拉致、アイヌ、災害に関する人権 など)

※第2次改訂では、第1章 3策定範囲 に簡単な記述のみ

「第3章で取組方針を示す人権問題以外の多様な人権問題についても、啓発をはじめとした適切な対応を適時行う事が重要です。」

(2) 年表の作成

第1章、第3章中の国内外の動きについて、年表にまとめる。

(3) 具体的施策(別冊)の作成

第3章には、施策の方向性のみを記載し、具体的施策については別冊とし、年度ごとに更新する。

4 今後の進め方

平成26年12月	幹事会の開催(改訂の進め方及び方針の説明)
	各課照会(現状と課題)
平成27年 1月	人権尊重の社会づくり委員会(副知事トップ)の開催(庁内への改訂方針説明)
2月	協議会の開催(改訂方針等説明)
3月	各課照会(施策の方向性、関係事業等)
4月	協議会の開催(委員への改訂方針説明、作業依頼)
5月～	小委員会での検討を開始

人権施策基本方針各改訂のポイント及び構成

【改訂ポイント】

第1次改訂改訂(H16年3月)	第2次改訂(H22年11月)※	第3次改訂(案)
<ul style="list-style-type: none"> ・国「人権教育・啓発に関する基本計画」(H14)との整合性 ・人権教育のための国連10年(H11)趣旨挿入 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念を明確、詳細に修正 ・新たな認識の高まった人権問題への取組明示 ・相談による支援を充実 ・県民との協働、国、市町村等との連携強化 ・各分野「教育・啓発の推進」「相談体制の充実」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の点検・修正等 ・より対応の強化が求められる課題への対応(顕在化していなかった人権課題への対応) ・人権意識調査結果を反映させた取組方針

【構成】

第1章 人権尊重の社会づくりへの道(P1~7)	第1章 基本的な考え方(P1~15)	第1章 基本的な考え方
I 国際的な動向(P2) II 国内の動向(P3) III 県内における取組(P4~5) 1 鳥取県人権尊重の社会づくり条例 2 鳥取県人権施策基本方針 3 人権教育のための国連10年鳥取県行動計画 IV 市町村の動向(P6~7)	第1節 基本方針の策定、位置付け、策定範囲(P1~3) 1 策定趣旨 2 位置付け 3 策定範囲 第2節 人権をめぐる社会の取組(P4~10) 1 国際的な動向 2 国内の動向 3 県の取組 4 市町村の動向 第3節 当県の基本姿勢(P11~14) 1 めざす社会 2 人権尊重の基本理念※ 3 人権尊重の視点にたった行政 4 国、市町村等との連携※ 5 NPO、企業等との協働※ 第4節 人権施策の推進体制(P15) 1 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 2 県の組織内における連携	他県の例を参考に検討 ⇒別途「人権年表」に記載
第2章 基本的な考え方(P8~10) I 人権尊重の基本理念(P8~9) 1 自己実現を追求できる社会の構築 2 差別実態の解消 3 ユニバーサルデザインの推進 II 人権尊重の視点にたった行政(P10)	第2章 基本的施策の推進方針(P16~35) 第1節 人権教育・啓発の推進(P16~20) 1 人権教育・啓発を推進するための環境整備 (1)学習機会の提供、教育啓発手法の調査研究 (2)人材の育成 (3)効果的な啓発・情報提供の充実 2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進(P20~32) (1)学校・幼稚園及び保育所における人権教育・保育の推進 (2)家庭における人権教育・啓発の推進 (3)地域における人権教育・啓発の推進 (4)企業等における人権教育・啓発の推進 (5)特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 (6)公務員に対する人権教育・啓発の推進 第2節 相談体制の充実(P33~35)※ 1 相談体制の充実 2 各種苦情解決等制度の円滑な運用 3 人権救済制度の確立の国への要望	他県の例を参考に検討 人権教育・啓発 ⇒人権教育と人権啓発に分ける
第3章 人権施策の推進方向(P11~27) I 人権教育・啓発の推進(P11~14) 1 人権教育・啓発を推進するための環境整備 (1)人権意識高揚のための環境づくり (2)人材の要請 (3)効果的な啓発・情報提供の充実 (4)国、市町村、民間団体等との連携 II あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進(P15~22) (1)学校・幼稚園及び保育所における人権教育・保育の推進 (2)家庭における人権教育・啓発の推進 (3)地域における人権教育・啓発の推進 (4)企業等における人権教育・啓発の推進 (5)特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 (6)公務員に対する人権検収 III 相談・支援・救済制度の充実(P26) 1 現状と課題 2 具体的施策の方向 IV NPO・企業等との協働(P26~27) 1 現状と課題 2 具体的施策の方向	第3章 様々な分野における施策の推進方針(P36~P121) 8分野⇒13分野 (新項目のみ記載) 9 刑を終えて出所した人の人権問題 10 犯罪被害者等の人権問題 11 性的マイノリティの人権問題 12 インターネットにおける人権問題 13 非正規雇用等による生活困窮者の人権問題	他県の例を参考に検討 13分野⇒15分野 (新項目のみ記載) 14 ユニバーサルデザインの推進 15 様々な人権問題 ※各分野見開き1ページ程度に集約 ※これまでの動きは、年表にまとめる
第4章 様々な分野における施策の推進方針(P28~P74) 1 同和問題 2 男女共同参画に関する人権問題 3 障がいのある人の人権問題 4 子どもの人権問題 5 高齢者の人権問題 6 外国人の人権問題 7 病気にかかわる人の人権問題 8 個人のプライバシーの保護	第3章 様々な分野における施策の推進方針(P36~P121)	第3章 様々な分野における施策の推進方針

【基本理念】

(策定時) ① すべての人々が同じ社会の構成員であり、平等であるという意識の醸成 ② 差別や不合理な格差の解消 ③ ノーマライゼーションの推進 ④ 互いの人権を尊重する社会の実現に向け
(第1次改訂) ① 自己実現を追求できる社会の構築 ② 差別実態の解消

(第2次改訂) ① 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築 ② 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚 ③ すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の基礎的な条件の整備の推進(ユニバーサルデザインの推進)
--

点検・語句修正

鳥取県人権施策基本方針の第3次改訂に係る小委員会構成案

小委員会課題区分	協議会委員	構成課(◎作成責任課)
1 ①全体調整 ②共通項目 (第1章、第2章) ③様々な人権課題 (第3章) ・性的マイリティ ・非正規雇用 ・プライバシー ・インターネット ・ユニバーサルデザイン 等	委員7名	(性的マイリティの人権問題) ◎人権・同和対策課 人権教育課 男女共同参画推進課 ----- (非正規雇用等による生活困窮者の人権問題) ◎福祉保健課 人権・同和対策課 人権教育課 ----- (個人のプライバシーの保護) ◎県民課 人権・同和対策課 人権教育課 地域振興課 ----- (インターネットにおける人権問題) ◎社会教育課 人権・同和対策課 人権教育課 情報政策課
2 ・同和対策	委員2名	◎人権・同和対策課 雇用人材総室 人権教育課
3 ・男女共同参画に関する人権問題	委員2名	◎男女共同参画推進課 人権・同和対策課 青少年・家庭課 雇用人材総室 くらしの安心推進課 人権教育課 警察県民課
4 ・障がいのある人の人権問題	委員4名	◎障がい福祉課 福祉保健課 人権・同和対策課 子ども発達支援課 住まいまちづくり課 人権教育課 特別支援教育課
5 ・子どもの人権問題	委員2名	◎青少年・家庭課 子育て応援課 人権教育課 社会教育課 いじめ・不登校総合対策センター
6 ・高齢者の人権問題	委員2名	◎長寿社会課 福祉保健課 住まいまちづくり課 人権教育課
7 ・外国人の人権問題	委員2名	◎交流推進課 人権・同和対策課 人権教育課
8 ・病気にかかわる人の人権問題	委員3名	◎健康政策課 医療指導課 人権教育課
9 ・刑を終えて出所した人の人権問題 ・犯罪被害者等の人権問題	委員2名	(刑を終えて出所した人の人権問題) ◎福祉保健課 障がい福祉課 人権教育課 ----- (犯罪被害者等の人権問題) ◎くらしの安心推進課 警察県民課 人権教育課

小委員会の開催に係る役割分担表

	庁 内			協議会 (小委員会)	
	人権・同和対策課	作成責任課	関係課	小委員会長	委員
事前準備	○各課照会 …現状と課題	○資料作成	○資料作成		
	○各課照会 …施策の方向性	○資料作成	○資料作成		
第1回目 準備	○会場予約 ○日程調整 ○開催通知 ○資料送付	○資料作成 …改訂のたたき台 (箇条書き形式)	○資料作成協力		
会議	○参加 ○全体説明	○参加 ○内容説明	○参加 ○内容説明	○参加 ○司会進行	○参加
終了後	○報酬等の支払	○会議結果の整理			
第2回目 準備	○会場予約 ○日程調整 ○開催通知 ○資料確認 ○資料送付	○資料作成 …改訂のたたき台 (文章形式)	○資料作成協力		
会議	○参加	○参加 ○内容説明	○参加 ○内容説明	○参加 ○司会進行	○参加
終了後	○報酬等の支払	○会議結果の整理			
第3回目 準備	○会場予約 ○日程調整 ○開催通知 ○素案確認・調整 ○資料送付	○改訂素案の作成 ○素案とりまとめ	○素案の確認		
会議	○参加	○参加 ○内容説明	○参加 ○内容説明	○参加 ○司会進行	○参加
終了後	○報酬等の支払	○会議結果の整理 ○改訂案の作成			